

別表2 現場管理費率

## (1) - a

対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分		a	b	
ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%
農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%
水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%
水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%
排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%
管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%
畑かん施設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%
コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%
ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%
その他土木工事(1)	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%
その他土木工事(2)	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%

## (1) - b

対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分		a	b	
河川工事	44.05%	1,118.2	-0.2052	15.91%
海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%
道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%
舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%
管更生工事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%

## (1) - c

対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分		a	b	
干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%

## (1) - d

対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分		a	b	
フィルダム工事	34.59%	154.9	-0.0768	27.87%

(2) 算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

Y : 現場管理費率 (%)      X : 対象金額 (単位 : 円)

a、b : 変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

## 別表3 現場管理費率の補正值

## 1 施工地域による補正

施工地域区分	工種区分	適用条件	補正係数	適用優先
		対象		
一般交通影響あり (1) - 1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車線)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
一般交通影響あり (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
市街地(DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響あり (1) - 2	舗装工事以外の工種※	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車線)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響あり (2) - 2	舗装工事以外の工種※	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3
市街地(DID補正) (1) - 2	舗装工事以外の工種※	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
山間僻地及び離島	全ての工種※	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5
中山間地域	全ての工種※	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	6

※フィルダム工事には適用しない。

(注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

(注2) 中間農業地域と山間農業地域は「土地改良事業等積算資料・現場技術資料」に掲載している農業地域類型一覧表に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。

(注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

## 2 施工時期、工事期間等による補正

(1) 施工時期、工事期間等を考慮して、「別表2 現場管理費率」の値に1.8%の範囲内で適切に補正するものとする。

(2) 冬期対象期間を11月1日から3月31日までとし、この期間にまたがる工期にあつては、下記により補正する。

補正率(%) = 補正係数(積雪寒冷地域) × 冬期率

$$\text{冬期率} = \frac{\text{冬期対象期間(日数)}}{\text{工期(日数)}}$$

(注1) 補正係数(積雪寒冷地域)は、「別表3-1 施工地域による補正係数(積雪寒冷地域)」による

(注2) 施工地域による補正係数(積雪寒冷地域)が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

(注3) 冬期率及び補正率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(注4) 工場製作工事、冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等及びフィルダム工事には適用しない。

(注5) 工期については、実際に工事を施工するために要する期間で準備期間と後片付期間を含めた実工期とする。

## 3 現場管理費の補正方法

$$\text{補正された現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費率}}{\text{標準値}} \times \text{施工地域による補正係数} + \text{施工時期・工事期間(1.8\%以内)による補正率}$$

別表3 共通仮設費率の補正值

施工地域区分	工種区分	適用条件		補正係数	適用優先
		対象			
一般交通影響あり (1) - 1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車線)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.4	1
一般交通影響あり (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)			
市街地(DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			
一般交通影響あり (1) - 2	舗装工事以外の工種※	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車線)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.3	2
一般交通影響あり (2) - 2	舗装工事以外の工種※	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.2	3
市街地(DID補正) (1) - 2	舗装工事以外の工種※	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.2	4
山間僻地及び離島	全ての工種※	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。		1.3	5
中山間地域	全ての工種※	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。		1.2	6

※フィルダム工事には適用しない。

(注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

(注2) 中間農業地域と山間農業地域は「土地改良事業等積算資料・現場技術資料」に掲載している農業地域類型一覧表に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。

(注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

## (2) 間接製作費

## ア 間接労務費

間接労務費の積算は、製作費の中に計上された直接労務費に対して、間接労務費率 40.8% を乗じて求める。

## イ 工場管理費

工場管理費の積算は、直接製作費と間接労務費の和である純製作費から材料費（但し、工場塗装に係る材料費は除く）を除いた額に工場管理費率 33.5% を乗じて求める。

## 2 架設工事原価

## (1) 直接工事費

直接工事費の積算は、別に定める「標準歩掛」、「単価表」によるもののほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

## (2) 共通仮設費

共通仮設費の積算は、別表-1により算定するものとする。

## (3) 現場管理費

現場管理費の積算は、別表-2により算定するものとする。

## 別表-1 共通仮設費率

$$\text{算定式} \quad Y = a \cdot X^b$$

ただし  $Y$  : 共通仮設費率 (%)

(注)  $Y$  の値は小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

$X$  : 対象金額 (単位: 円)

$a$ 、 $b$  : 変数値であり、次表による。

600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
	a	b	
38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%

## 別表-2 現場管理費率

$$\text{算定式} \quad Y = a \cdot X^b$$

ただし  $Y$  : 現場管理費率 (%)

(注)  $Y$  の値は小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

$X$  : 対象金額 (単位: 円)

$a$ 、 $b$  : 変数値であり、次表による。

700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
	a	b	
48.86%	265.1	-0.1073	28.69%

## 6 環境整備工事等価格積算要領

〔平成4年3月10日 設計第359号〕  
農政部長から各支庁長あて

最終改正 令和2年(2020年)9月24日 事調第826号

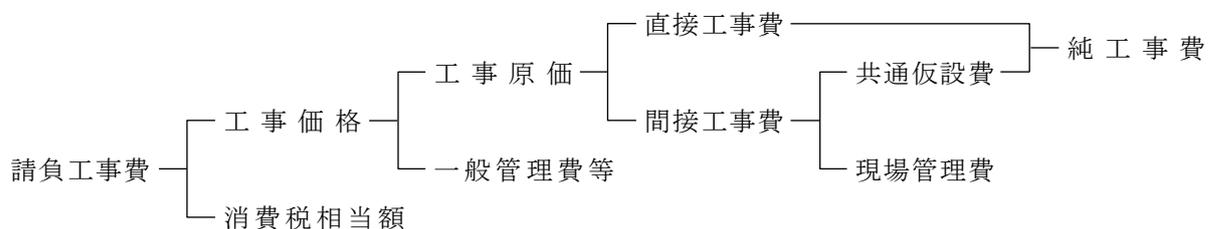
### 第1 適用範囲

この要領は、農政部所管の土地改良事業等に係る請負工事のうち、環境整備工事の価格積算に適用する。

環境整備工事とは、公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事をいう。

敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日蔭棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事

### 第2 請負工事価格の基本構成



### 第3 工事価格構成費目の内容

#### (1) 直接工事費

土地改良事業等請負工事費の価格積算要領（以下「要領」という）第4、の1、2、3、4による。

#### (2) 間接工事費

##### ア 共通仮設費

要領第5の1(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)による。

##### イ 現場管理費

要領第5の2(1)による。

#### (3) 一般管理費等

要領第6の1、2による。

#### (4) 支給品、貸与額の内容及び算定

要領第7の1、2による。

#### (5) 工事価格

要領第8による。

#### (6) 消費税相当額

要領第9による。

#### (7) 細部事項

要領第10による。

#### 第4 積算方法

##### (1) 共通仮設費

共通仮設費の算定は、土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定基準による。

共通仮設費率は、別表-1により算定するものとする。

##### (2) 現場管理費

現場管理費の算定は、要領第5の2(2)、(3)による。

現場管理費率は、別表-2により算定するものとする。

##### (3) 一般管理費等

一般管理費等の算定は、要領第6の3、4による。

#### 別表-1 共通仮設費率

$$\text{算定式} \quad Y = a \cdot X^b$$

ただし  $Y$  : 共通仮設費率 (%)

(注)  $Y$ の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$X$  : 対象金額 (単位: 円)

$a$ 、 $b$  : 変数値であり、次表による。

600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
	$a$	$b$	
10.80%	48.0	-0.0956	6.62%

#### 別表-2 現場管理費率

$$\text{算定式} \quad Y = a \cdot X^b$$

ただし  $Y$  : 現場管理費率 (%)

(注)  $Y$ の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$X$  : 対象金額 (単位: 円)

$a$ 、 $b$  : 変数値であり、次表による。

700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
	$a$	$b$	
43.09%	347.3	-0.1324	22.34%